

就労選択支援の
利用にかかる取扱いマニュアル

令和7年8月現在

和歌山市

1. 就労選択支援とは

障害者本人が就労先、働き方についてより良い選択ができるように、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望や就労能力、適性にあった選択を支援するためのサービスです。本人との協同による意思決定を支援するサービスであり、就労の可否を判断したり、どの就労系障害福祉サービスを利用するか振り分けを行うものではありません。

令和7年10月以降に就労継続支援 B 型を新たに利用する場合は原則就労選択支援の利用が必要となりますが、以下の要件に当てはまる方に関しては、必須ではなく、希望に応じて利用することが可能です。

- ① 50歳に達している方又は障害基礎年金1級受給者
- ② 就労経験があり、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった方

また、令和9年4月からは就労継続支援 A 型を新たに利用する方も就労選択支援の利用が必要となります。

就労移行支援の利用を希望する方に関しては、希望に応じて就労選択支援を利用することが可能ですが、令和9年4月以降、標準利用期間を超えて更新を希望する場合、原則として就労選択支援の利用が必要となります。

ただし、面接や職場実習といった一般就労に向けた具体的な予定がある者等、就労移行支援事業所が明らかに就職可能性がある者と判断した者については、標準利用期間を超えて利用する場合であっても、就労選択支援の利用は必須となりません。

サービス概要		新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和7年10月から原則利用	希望に応じて利用
	・50歳に到達している者又は障害基礎年金1級受給者 ・就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	希望に応じて利用	
就労継続支援A型		令和9年4月から原則利用	令和9年4月から原則利用 ※標準利用期間を超えて更新を希望する者
就労移行支援		希望に応じて利用	

これに伴い、これまで就労移行支援事業所でアセスメントを受け、就労継続支援 B 型事業所への通所決定を行っていた「直 B」の取り扱いは無くなります。

2. 就労系サービス利用までの流れ

(1) 特別支援学校等に在籍する生徒が在学中に就労選択支援を利用する場合

①【特別支援学校等】

特別支援学校等卒業と同時に就労系福祉サービス（就労継続支援 B 型は令和7年10月以降、就労継続支援 A 型及び就労移行支援は令和9年4月以降）を利用したい場合、利用希望者が卒業前に就労選択支援事業によるアセスメントを受け、本人を含む他機関連携によるケース会議において進路選択を行う必要があることから、就労系福祉サービスを希望・予定する生徒及び保護者に説明を行う（18歳未満の方が就労選択支援事業を受ける場合は、児童相談所長による意見書が必要であるため特別支援学校等に相談する。）

②【本人・家族】→【相談支援事業所】

就労選択支援事業の利用にあたって相談支援事業所に事前相談を行う。

相談支援事業所は、職場実習の結果を聞き取る等、特別支援学校と連携した上で、障害の状況や家庭状況、本人の意向を勘案して、就労選択支援の事業所を案内する。

③【本人・家族】→【障害者支援課・保健対策課】

通所する就労選択支援事業所が決まれば、就労選択支援の支給申請を障害者支援課または保健対策課の窓口にて行う。

④【障害者支援課・保健対策課】→【本人・家族】

認定調査を実施。（既に何らかの障害福祉サービス等の支給決定を受けている方は不要）

⑤【相談支援事業所】

サービス等利用計画案を作成し、障害者支援課または保健対策課に提出する。

⑥【障害者支援課・保健対策課】

サービス等利用計画案の提出を受け、就労選択支援の支給決定を原則の1カ月にて行う。

⑦【本人・家族】

就労選択支援事業所と契約をする。

⑧【就労選択支援事業所】

就労面のアセスメントを実施する。アセスメント場所は就労選択支援事業所に限らず、学校や就労継続支援事業所、企業等、実施場所は状況に応じて変更可能。

⑨【就労選択支援事業所】

アセスメントが完了すれば、本人を含めた多機関連携によるケース会議を実施。本人の意向・アセスメント結果、支援機関の意見を踏まえて、アセスメントシートの作成を行う。

なお、アセスメント自体は、就労選択支援事業所以外が取ることも可能であり、その場合は、アセスメント後の多職種連携によるケース会議にはアセスメントを実施した事業所に必ず参加してもらうよう調整を行うこと。

⑩【就労選択支援事業所・特別支援学校】

卒業後に向けて、関係機関と協同し、進路に向けた連絡調整を行う。

なお、一般就労を選択する場合、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター等への連絡調整を実施し、障害福祉サービスの日中活動サービス(※)の利用を選択する場合は、

⑪以降の手続きを進める。

⑪【本人・家族・相談支援事業所】→【障害者支援課・保健対策課】

卒業後のサービスの利用開始にあわせて、アセスメントシート、就労選択支援事業所の利用状況がわかるものと一緒に希望する障害福祉サービスの支給申請を行う。相談支援事業所は、当該サービスに関するサービス等利用計画案を作成し、障害者支援課または保健対策課に提出する（計画案には当該サービスの必要性を明記すること）。

⑫【障害者支援課・保健対策課】

アセスメントシート、サービス等利用計画案を基に支給決定をする。

(2) 特別支援学校等に在籍する生徒以外の方が就労継続支援を利用する場合

①【本人・家族】→【相談支援事業所】

就労選択支援事業の利用にあたって相談支援事業所に事前相談を行う。

相談支援事業所は、本人の支援者と連携した上で、障害の状況や家庭状況、本人の意向を勘案して、就労選択支援の事業所を案内する。

②【本人・家族】→【障害者支援課・保健対策課】

通所する就労選択支援事業所が決まれば、就労選択支援の支給申請を障害者支援課または保健対策課の窓口にて行う。

③【障害者支援課・保健対策課】

認定調査を実施。（既に何らかの障害福祉サービス等の支給決定を受けている方は不要）

④【相談支援事業所】

サービス等利用計画案を作成し、障害者支援課または保健対策課に提出する。

⑤【障害者支援課・保健対策課】

サービス等利用計画案の提出を受け、就労選択支援の支給決定を原則の1カ月にて行う。

⑥【本人・家族】

就労選択支援事業所と契約する。

⑦【就労選択支援事業所】

就労面のアセスメントを実施する。アセスメント場所は就労選択支援事業所に限らず、就労継続支援事業所、企業等、実施場所は状況に応じて変更可能。

⑧【就労選択支援事業所】

アセスメントが完了すれば、本人を含めた多機関連携によるケース会議を実施。本人の意向・アセスメント結果、支援機関の意見を踏まえて、アセスメントシートの作成を行う。

なお、アセスメント自体は、就労選択支援事業所以外が取ることも可能であり、その場合は、アセスメント後の多職種連携によるケース会議にはアセスメントを実施した事業所に必ず参加してもらうよう調整を行うこと。

⑨【就労選択支援事業所・相談支援事業所】

多職種連携によるケース会議の結果をもって、就労に向けた連絡調整を行う。

なお、一般就労を選択する場合、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター等への連絡調整を実施し、障害福祉サービスの日中活動サービス(※)の利用を選択する場合は、⑩以降の手続きを進める。

⑩【本人・家族・相談支援事業所】→【障害者支援課・保健対策課】

サービスの利用開始にあわせて、アセスメントシート、就労選択支援事業所の利用状況がわかるものと一緒に希望する障害福祉サービスの支給申請を行う。相談支援事業所は、当該サービスに関するサービス等利用計画案を作成し、障害者支援課または保健対策課に提出する（計画案には当該サービスの必要性を明記すること）。

⑪【障害者支援課・保健対策課】

アセスメントシート、サービス等利用計画案を基に支給決定をする。

3. 支給決定期間

原則として、1カ月の決定を行う。前半2週間を目安にアセスメントを実施。

ただし、以下の場合は、支給決定期間を最長2カ月に変更または延長することが可能である。

- ①自分自身に対して、過小評価、過大評価を有していたり、自分自身の特性に対する知識等の不足等、進路に関する自己理解に大きな課題があり、自己理解等の改善に向け、1カ月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合
- ②作業に対する集中力や体力の持続、意欲・作業態度の持続に加え、体調や精神面の安定等に課題があり、進路確定するにあたり、1カ月以上の期間をかけた観察が必要な場合

なお、当初から例外的事由に該当することが明らかな場合は、申請段階で2カ月の支給申請を行うことを可能とする。その場合は、申請時に理由を記載すること。なお、当初から2カ月の支給決定を行った場合は、支給決定期間の延長申請を行うことはできない。

4. サービス利用時における特別支援学校等の在学者に対する支援について

- ①卒業後の進路選択を考える上で、より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するために、特別支援学校高等部の各学年で実施することができます。また、在学中に複数回実施することや、職場実習での実施が可能です。（同学年で複数回の利用を希望する際には、必要性について事前に障害者支援課・保健対策課にご相談ください。）

ただし、高等部3年生においては、卒業後の進路選択を検討する必要があるため、1年生・2年生より優先的に利用することが望ましい。就労選択支援事業所及び特別支援学校において調整の上、サービスの利用を検討してください。

なお、就労選択支援を受けるために学校に登校できない日については、当該生徒の出欠の扱いについて、校長の判断により「選抜の為の学力検査の受検その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」として「出席停止・忌引き等の日数」に計上することが可能です。

- ②スムーズな支給決定を行うにあたり、特別支援学校等に在学している18歳未満の生徒が就労選択支援を利用する場合、必要となる児童相談所長の意見書については、障害者支援課から児童相談所長に対して、一括して発出依頼することも可能です。その場合は、特別支援学校にて、当該生徒の名簿一覧を作成し、障害者支援課まで提出してください。（精神障害者保健福祉手帳を保有している名簿一覧については、保健対策課に提出してく

ださい。)

③就労選択支援を利用した同一日に放課後等デイサービスを利用することが可能です。

5. 就労選択支援を2回目以降利用する場合について

2回目以降の就労選択支援サービスの利用を希望する場合は、前回の利用から1年を経過していることを原則とする。しかし、疾病や事故、本人自身の能力や機能が大きく変化した場合、障害福祉サービスの利用を経て就労能力や就労に関する意向等が大きく変化した場合は、同様のアセスメントから1年経過しない場合でも改めて就労選択支援の利用が可能な場合もあるため、事前に障害者支援課・保健対策課にご相談ください。

なお、他機関が実施するアセスメントを活用する場合においても、原則1年以内に実施されたものであれば、活用可能である。

6. 障害福祉サービスの日中活動サービスと就労選択支援の同一日の利用について

障害福祉サービスの日中活動サービス(※)と就労選択支援については、どちらも日額報酬であり、日中のまとまった時間帯の支援が想定されていることや、支援の重なりがあると考えられ、就労選択支援の報酬を算定した場合には、同一日に他の日中活動サービスの報酬算定はできません。相互の合議による報酬の按分する場合、利用自体を妨げるものではありません。

※生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練を含み、宿泊型自立訓練を除く）、就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）